

ふれあい

No. 114

令和2年7月

発行所

社会福祉法人
太子町社会福祉協議会

〒583-0991

大阪府南河内郡太子町春日963-1

太子町立総合福祉センター内

TEL 0721-98-1311

FAX 0721-98-2111

<http://www.taishi-syakyo.net>



◀衛生用品安心パックを配布

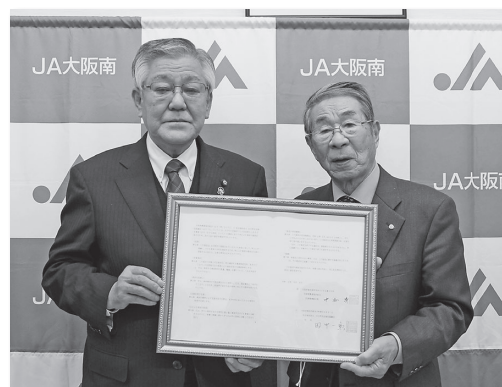
太子町社協では、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除された後、様々な地域活動を安心して再開いただけるよう、手指消毒液やハンドソープ等の衛生用品の配布を行いました。(関連記事4頁)



子ども食堂運営に関する協定を締結▶

太子町社協では、平成30年4月より「あすかてくるで羽曳野店」(JA大阪南農産物直売所の出荷協力会)よりご提供いただいた食材を、町内の子ども食堂を運営する団体に届ける取り組みをお手伝いしています。

令和2年3月4日(水)、JA大阪南と太子町社協との間で、“子ども食堂運営に関する食材の提供に関する協定”が改めて締結されその調印式が行われました。



令和2年3月4日協定調印式

毎年7月は“社協会員募集”の月ですが、今年度の一般賛助会員の募集は行いません。特別賛助会員については例年どおり募集します。

社会福祉協議会(社協)は、地域住民の皆様と一緒に住みよい町づくりを目指して活動する民間の団体です。行政からの補助金や受託金、共同募金配分金、皆さまからいただく寄付金などを主な財源として事業を推進しておりますが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、『一般賛助会費』の半額を財源として例年実施されています各地区福祉委員会主催のふれあい行事等の中止が決まりました関係で、『一般賛助会員』の募集を行わないこととなりましたのでお知らせいたします。

尚、社協の活動にご賛同いただき特に金銭面でご協力いただいております『特別賛助会員』(一口5000円以上)につきましては、例年どおり募集をさせていただきますので、皆さまのご協力よろしくお願い致します。

ご協力いただいた特別賛助会費につきましては、社協の地域福祉活動の財源として活用させていただきます。

※社協会費の納入は、直接社協事務局へお届けいただくか、“大阪南農協太子支店”から、備え付けの専用振込用紙(手数料無料)にてご協力をお願い致します。

※取り扱い口座

大阪南農協 太子支店 普通 〃9737383

(福)太子町社会福祉協議会 会長 田中一勲(タナカカズノリ)

平成31年度事業報告及び決算報告 並びに令和2年度事業計画及び 予算が承認されました！



令和2年6月に理事会及び評議員会が開催され、平成31年度事業報告及び決算報告について審議され、何れも原案どおり承認されました。

また、令和2年度事業計画及び予算については、3月に開催されました理事会及び評議員会(書面審議)にてそれぞれ承認されました。

令和2年度 事業計画

1. 社協組織の強化と財源基盤の強化

- ①三役会・理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③監査の実施
- ④その他諸会議の開催
- ⑤役員研修会の実施及び各種研修会への参加
- ⑥保健・福祉・医療関係機関・団体との連携の強化
- ⑦社協会員の加入促進(一般賛助会員・特別賛助会員・組織構成会員)
- ⑧自主財源の確保(郵便切手類販売・自動販売機設置など)
- ⑨広報・啓発活動の推進
 - ・社協広報紙『ふれあい』の発行(3回/年)
 - ・ホームページの運営、情報発信ツールとしてfacebookの活用
 - ・法人情報の公開(ホームページに掲載)
- ⑩適正な事業運営と事務の透明性の確保及び財政規律の強化
- ⑪社会福祉法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底
- ⑫地域福祉活動の支援にかかる連携協定に伴う政策協議・実務協議の開催

2. 地域福祉事業の推進

- ①地区福祉委員会活動の充実と運営の強化
 - ・委員会の開催および各種研修会の実施
 - ・地区ふれあい広場及び世代間交流事業の充実強化
- ②小地域ネットワーク活動の推進
 - ・いきいきサロン活動の推進
 - ・いきいきサロン代表者連絡会及び研修会の開催
 - ・見守り友愛訪問活動の推進
- ③地域福祉活動計画に沿った取り組みの推進
- ④生活支援コーディネーターによる地域包括ケアシステム構築の推進
 - ・SASAE愛太子(地域づくり協議体)による地域づくりの推進
- ⑤コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による伴走型支援の推進
- ⑥地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制づくりの推進
 - ・地域力強化支援員による「支え合いつながるまち」の推進
 - ・相談支援包括化推進員による多機関協働の包括的支援体制づくりの推進
- ⑦車イス移動車(ふれあい号)貸出し事業の実施
- ⑧町と連携した移動・外出支援事業に関する取り組みの推進
- ⑨町と連携した『地域づくりからの支え合い勉強会』への取り組みの推進
- ⑩民生委員児童委員協議会と連携した地域福祉の取り組みの推進

- ⑪地域の防災減災に関する取り組みの推進
- ⑫防災訓練等への参加・協力
- ⑬施設連絡会による地域貢献事業の推進
- ⑭福祉教育(学習)に関する取り組みの推進
- ⑮安心・安全ウォーキング事業の推進

3. ボランティア活動の推進

- ①ボランティアグループリーダー連絡会の開催
- ②ボランティア活動保険の加入促進
- ③ボランティア登録・斡旋の円滑化
- ④ボランティアグループ活動への支援及び活動助成金の交付
- ⑤ボランティア養成講座・研修会の開催
- ⑥手話通訳者養成講座の実施
- ⑦『ふれあいフリーマーケット』の開催
- ⑧府社協ボランティア連絡会事業への参加・協力
- ⑨ボランティア活動に関する情報提供
- ⑩ボランティア情報紙『ボランティアだより』の発行(1回/年)
- ⑪被災地支援ボランティア活動の推進及び継続的な活動の実施
 - ・災害支援ボランティア登録の推進
 - ・災害ボランティア情報メールの配信
- ⑫各種養成講座の実施
- ⑬有償ボランティア活動(生活支援)への取り組みの推進と他団体との連携強化

4. 相談援助業務の充実と強化

- ①心配ごと相談事業の実施
- ②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合生活相談援助業務の実施
- ③相談支援包括化推進員による多機関との協働の包括的な相談・支援の実施
- ④成年後見人制度利用への相談・支援の実施
- ⑤福祉サービス苦情相談の受付業務の実施

5. 大阪府生活福祉資金の貸付事業

- 低所得者、失業者、高齢者及び障がい者の世帯を対象にした資金貸付窓口業務
- ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・総合支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・小口生活資金

6. 生活困窮者世帯への支援の実施

- ①『愛の小箱』(独自事業)運営による生活困窮者及び低所得者福祉対策の実施
- ②年末年始レスキュー太子事業の実施

7. 日常生活自立支援事業の運営

- ①住み慣れた街での在宅生活支援
- ②利用者の立場に立ち、信頼関係を大切にした対応と支援
- ③事故・トラブル等の予防対策の整備と事務の透明性の確保

8. 善意銀行事業

- ①善意で寄せられた寄付金及び物品の適正な管理
- ②住民活動に還元できる効果的な運用の実施

9. 町共同募金会事務局の運営

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～）
- ③適正な運営と事務の透明性の確保

10. 福祉と人権に関する取り組みの推進

- ①社会的な援護を要する人々へのソーシャルインクルージョン（社会的包容）に関する取り組みの推進
- ②社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題に関する研修会への参加
- ③個人情報適切な取り扱い
- ④太子町人権協会への参画



11. 受託事業の適正な運営と事務局業務の実施

- ①大阪府社協受託事業
 - ・大阪府生活福祉資金申請窓口業務
 - ・日常生活自立支援事業
- ②大阪府共同募金会受託事業
 - ・太子町共同募金会事務局業務
- ③太子町受託事業
 - ・総合福祉センター指定管理者業務（2020～2024）
 - ・生活支援コーディネーター配置事業
 - ・地域力強化推進事業
 - ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - ・サロン送迎事業
 - ・高齢者介護予防健康管理事業（地域リハビリテーション活動）
 - ・ふれあい農園事業
 - ・配食事業（「食」の自立支援事業）
 - ・手話通訳者養成講座事業
 - ・太子町老人クラブ連合会（和光会）事務局業務
 - ・太子町身体障害者福祉協議会事務局業務
 - ・太子町母子寡婦福祉会事務局業務
 - ・太子町手をつなぐ親の会事務局業務
 - ・太子町遺族会事務局業務
 - ・太子町生きがい人材センター事務局業務
 - ・日本赤十字社大阪府支部太子分区事務局業務

令和2年度予算 及び 平成31年度決算

(単位：円)

収 入	令和2年度予算	平成31年度決算	支 出	令和2年度予算	平成31年度決算
会費収入	2,155,000	2,147,500	人件費支出	66,548,000	58,899,598
寄付金収入	450,000	556,667	事業費支出	20,006,000	22,352,472
経常経費補助金収入	45,058,000	42,319,400	事務費支出	995,000	1,441,987
受託金収入	45,894,000	41,260,167	貸付事業等支出	200,000	98,000
貸付事業等収入	200,000	98,000	助成金支出	4,004,000	4,002,750
負担金収入	192,000	153,600	負担金支出	250,000	255,700
受取利息配当金収入	80,000	80,486	その他の支出	0	35,450
その他の収入	1,100,000	1,195,964	返還金支出	0	81,400
施設整備等による収入	0	0	施設整備等による支出	0	1,782,400
その他の活動による収入	0	1,312,830	その他の活動による支出	2,926,000	2,396,720
			予備費	200,000	0
前期末支払資金残高	23,784,000	23,783,544	当期末支払資金残高	23,784,000	21,561,681
計	118,913,000	112,908,158	計	118,913,000	112,908,158

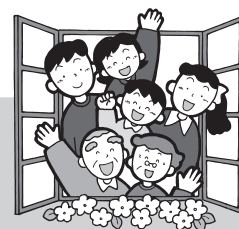
※予算書・決算書諸表はホームページにてご覧いただけます。

社協へのご支援ありがとうございます

(単位：円)

令和2年1月～5月までに間に、社協へご寄付いただきました皆様

寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額
富田林家庭教会	16,000	小路 宏 平	10,000	大 杉 優 子	10,000
椿 元 成 佳	10,000	南 條 光 晴	10,000	松 永 治 仁	10,000
匿 名	3,000	太子ゴルフ観光(株)	132,000	匿 名	10,000
織 田 由 佳	30,000	上 田 哲 也	10,000	(順不同・敬称略)	
匿 名	10,000	松 井 久 知	10,000		



『外出自粛高齢者・障がい者等 見守り支援事業』を展開中です!!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、太子町内で実施予定の様々なイベントや地域活動が延期・中止となり、地域のふれあいやつながりの機会が失われ、特に地域の要配慮者への見守り活動が一時的に失われた状態が続いております。

このような中、太子町社協では大阪府からの交付金を財源とし、地域で活動する様々な団体のご協力をいただきながら、下記のとおり「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を展開しています。



●外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の取り組み状況

令和2年6月現在

事業名	事業内容	事業名	事業内容
いきいきサロン 安心コール事業	町内27か所で実施されている「いきいきサロン」の代表者の方々より、サロン参加者へ電話等での安否確認を行っていただきました。	老人クラブ による 安否確認事業	老人クラブ（和光会）会報の特別版（内容：フレイル予防、特殊詐欺啓発等）を発行し、各支部役員等により全ての会員宅にポスティングしていただきました。
高齢者 交流サロン 安否確認事業	町内8か所で実施されている「高齢者交流サロン」の主催者より、サロン参加者への安否確認を行っていただき、『ながら体操チラシ』や『ながら体操グッズ』を配布いただきました。	母子寡婦福祉会 による 安否確認事業	母子寡婦福祉会役員により、会員への電話や訪問等による安否確認を行っていただきました。
元気ぐんぐん トレーニング おうち体操 貯筋事業	町内25か所で実施されている「元気ぐんぐんトレーニング」の世話人より、トレーニング参加者への安否確認を行っていただき、『低栄養予防レシピ』、『貯筋通帳』等を配布いただきました。	身体障害者 福祉協議会 による 安否確認事業	身体障害者福祉協議会会報の特別版（内容：フレイル予防、特殊詐欺啓発等）を発行し、会員へ送付していただきました。
生活不活発 病予防チラシ 配布事業	町民の方々の外出自粛期間中の生活不活発病予防のため、社協職員により『たいしくん元気体操チラシ』、『新型コロナウイルス感染症情報のチラシ』を全戸にポスティングしました。	手作りマスク 製作事業	ボランティアセンター登録のボランティアグループにより制作いただいた『手作りマスク』を、町内の対象者へ配布させていただきました。
福祉センター 利用者への 安心コール事業	総合福祉センター看護師より、センター利用者に対して電話での体調確認や、特に気になる方への訪問を行いました。	衛生用品 安心パック 配布事業	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後、「いきいきサロン」や「元気ぐんぐんトレーニング」「高齢者交流サロン」などの地域活動を安心して再開していただくため、衛生用品安心パック（手指消毒液、ハンドソープ等）を配布させていただきました。更に、高齢者交流サロンへは空気清浄機の配布も行いました。
見守り・ 安否確認を 兼ねた配食 サービス事業	町内で子ども食堂を実施するNPOより、食堂参加者とその世帯に対する見守り・安否確認を兼ねた配食事業（1回/週）を行っていただきました。		

令和2年度 手話奉仕員・通訳者養成講座 受講生を募集します

太子町社協では、講座を受講される方に聴覚障がい者への正しい理解と交流活動を促進するために必要な知識と、手話技術に関する内容を学んでいただき、聴覚障がい者の社会生活における円滑なコミュニケーション支援の担い手となっていただくことを期待し手話奉仕員・通訳者養成講座を開講します。

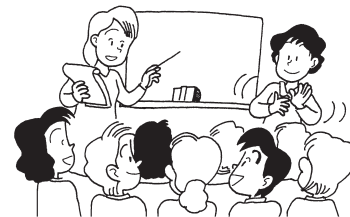
◎受講を希望される方は、総合福祉センター内、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお申し込みください。

◎各講座とも定員になり次第募集を締め切らせていただきます。

◎テキスト代等は自己負担となります。

◎国民の祝日、お盆、年末年始等は休講となります。

◎講座で使用する部屋は都合により変更される場合があります。



〔火曜日 夜の部〕

開 講 講 座	定 員	時間・場所
入門講座 7月28日(火)から 毎週火曜日 (全10回)	10名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室2
初級講座 (入門講座から引き続き受講できます) 10月20日(火)から 毎週火曜日 (全20回)	10名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室2
上級講座 7月28日(火)から 毎週火曜日 (全30回)	5名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3

〔金曜日 昼の部〕

開 講 講 座	定 員	時間・場所
入門講座 7月31日(金)から 毎週金曜日 (全10回)	10名	14:00~15:00 観光交流センター 2階 会議室2
初級講座 (入門講座から引き続き受講できます) 10月16日(金)から 毎週金曜日 (全20回)	10名	14:00~15:00 観光交流センター 2階 会議室2
上級講座 7月31日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	10名	15:30~16:30 観光交流センター 2階 会議室2

〔金曜日 夜の部〕

開 講 講 座	定 員	時間・場所
中級講座 7月31日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	10名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室2
上級講座 7月31日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	5名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3

車イス移動車『ふれあい号』貸し出し事業を実施しています (利用料無料)

太子町社協では、歩行が困難な高齢者・障がい者の方々を対象に『ふれあい号』車イス移動車（軽自動車）の貸し出しを行っています。

対 象 者 太子町に居住されていて、車イスを利用している為一般乗用車への移乗が困難な方

利用回数 1回につき3日まで（1ヶ月に2回まで）

申し込み 車両の空き状況を確認のうえ、貸出申請書に以下の書類を添付し利用の前日までに社協事務局までお申し込みください。

（添付書類） ①利用者（車イスを利用されている方）の現住所が確認できる書類の写し

②運転される方の運転免許証の写し

そ の 他 運転者は、利用者の親族の方で、3年以上の運転経験をお持ちの方とさせていただきます。



※詳しくは、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

嘱託職員募集！

太子町社会福祉協議会では、嘱託職員を募集しています。
日常生活自立支援事業及び社会福祉協議会事業に従事していただきます。

応募資格	要普通自動車運転免許（AT 限定可） パソコン経験（word・excel など）
募集人数	1 名
勤務期間	令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日（更新の可能性あり）
勤務時間	月曜日～金曜日の週 5 日勤務 9：00～17：30
給 与	月給 182,600 円
そ の 他	社会保険あり。交通費支給（マイカー通勤可）
申込書類	履歴書（写真貼付） ※応募書類は返却致しません。
申込期間	7 月 1 日（水）～7 月 17 日（金） 午前 9 時～午後 5 時 30 分 ※土日、祝日は除く。
採用方法	書類審査、面接による。選考日時は、別途連絡します。
お問い合わせ	太子町社会福祉協議会 ☎98-1311

ご長寿お祝い事業の お知らせ

太子町社会福祉協議会では、太子町に居住され、町会・自治会に加入（5 年以上継続して加入）されている満 90 歳のお誕生日を迎えられた方に、ご長寿をお祝いしてお祝金（10,000 円）を、また、満 100 歳のお誕生日を迎えられた方にはお祝金（30,000 円）をお贈りしています。

該当される方は、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお知らせください。

※お祝金の申請期限は、お誕生日を迎えられてから 1 年以内とさせていただきます。
※お祝金の申請期限は、お誕生日を迎えられてから 1 年以内とさせていただきます。



普段の暮らしを支えるサービスです にちじょうせいにかつ じりつ し えん じぎょう ～日常生活自立支援事業～

太子町にお住いの認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、住みなれた地域でこれからも生活できるように社会福祉協議会がお手伝いします。
※サービスを利用するまでには、何度か訪問しお話を聞かせていただきます。

《お手伝いできる主な内容》

- ・福祉サービス利用援助
（必要なサービスを一緒に考えます）
- ・日常の金銭管理サービス
（家賃や光熱水費の支払いなどをお手伝いします）
- ・書類などの預かりサービス
（通帳や大切な書類をお預かりします）



「どうしていいかわからない」を一緒に解決していきましょう。まずはご相談ください。

詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお気軽にお問い合わせください。

夜間のウォーキングに“反射タスキ”をお役立てください！ ～安心・安全ウォーキング事業（反射タスキ配布（無償貸与）事業）～

太子町社会福祉協議会では、日頃より健康のために町内をウォーキングされている方々に“反射タスキ”を配布（無償貸与）し、着用していただくことにより、自身の交通安全と健康に役立てていただき、さらには安全で住みよい地域づくりを確立するための地域の自主的な防犯活動につながっていくことを目的に、安心・安全ウォーキング事業を実施しています。

《配布対象者》

太子町に居住されていて事業の趣旨に賛同し継続的に活動していただける方。

※貸出申込書の提出をお願いします。

（但し、活動を中止したときはタスキを返却していただきます。）



《そ の 他》

申込者が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。

詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお問い合わせください。

心配ごと相談

・相談日
毎月 10・25 日
（但し、土曜日の場合前日）
（日曜日の場合翌日）

・相談員 民生児童委員・主任児童委員
社会福祉協議会職員
・相談時間 午後 1 時 30 分～3 時
・場 所 太子町役場 1 階相談室

社協は“誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり”をめざしています。

編集後記

“ふれあい”第 114 号をお届けします。

太子町社会福祉協議会に、福祉に関することでご意見がありましたら、どんなことでも結構です。

“皆様の声をお寄せ下さい”

TEL 98-1311 FAX 98-2111

